

令和5年版環境白書

第4章 循環型社会の形成

2. 食品ロスの削減

(3) 未利用食品等の活用

③ 食品廃棄物の活用促進（飼料化、肥料化、エネルギー化など）

(1) 事業目的

食品残さ等を原料とした飼料や肥料の製造・販売の適切な実施により、飼料や肥料の安全性を確保するとともに、食品循環資源の再生利用を促進します。

(2) 取組状況

①飼料化

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」に基づき、食品残さを原料とした飼料の製造・販売を実施する事業者からの各種届出の受理及び立入検査を実施しています。

今後更に、食品残さ等の再利用を促進する意義について、県民や事業者へ普及啓発が必要です。

一方、家畜飼料としての再利用は、家畜伝染病予防の観点から加熱処理等が厳格化され、その安全性が重視されることから、慎重に取組を進めていく必要があります。

②肥料化

「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、食品残さを利用して堆肥を生産する事業者から届出を受けています。

また、県で開発した堆肥高温発酵処理システムやエア供給装置を普及することで食品残さの堆肥化を進める必要があります。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 農山漁村振興課 畜産課	0852-22-5138